

対象設備の種類と要件

対象設備の種類	要件
太陽光発電設備	次の要件のいずれにも該当するもの <ul style="list-style-type: none">FIT・FIP制度の認定を取得しないもの発電した電力の30%以上を自家消費すること自己託送を行わないこと国実施要領別紙2 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金交付対象事業となる事業（重点対策加速化事業）の2.交付対象事業の内容ア（ア）の表の交付要件を満たすもの
蓄電池（＊1） (太陽光発電設備 (FIT・FIP制度の認定を取得しないもの)と一体的に導入するもの)	次の要件のいずれにも該当するもの <ul style="list-style-type: none">停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと蓄電池の価格（工事費込み・消費税抜き）の蓄電容量1 kWh当たりの額が次に掲げる基準額以下であるよう努めること。（＊2）<ul style="list-style-type: none">(1) 4,800 Ah・セル未満：125,000円(2) 4,800 Ah・セル以上：119,000円国実施要領別紙2 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金交付対象事業となる事業（重点対策加速化事業）の2.交付対象事業の内容ア（イ）の表の交付要件を満たすもの

* 1 蓄電池のみ申請はできません。太陽光発電設備と同時に新設する場合に補助対象となります。

* 2 蓄電池の価格（工事費込み・消費税抜き）が基準額を超えても補助対象です。

対象設備に係るその他の要件

- 令和7年4月1日以降に契約、工事着工予定であること
- 既存住宅若しくは建築予定住宅又はその敷地に設置するものであること
- リース契約又はPPAによるものでないこと
- 未使用であること。
- 商用化され、導入実績があるもの
- 春日部市の他の補助金または国庫が原資となる他の補助金等の交付を受けていないこと